

熊本県玉名市
『玉名三ツ川産業団地』
予約分譲のご案内

(玉名三ツ川産業団地募集要領)



2022年(令和4年)10月

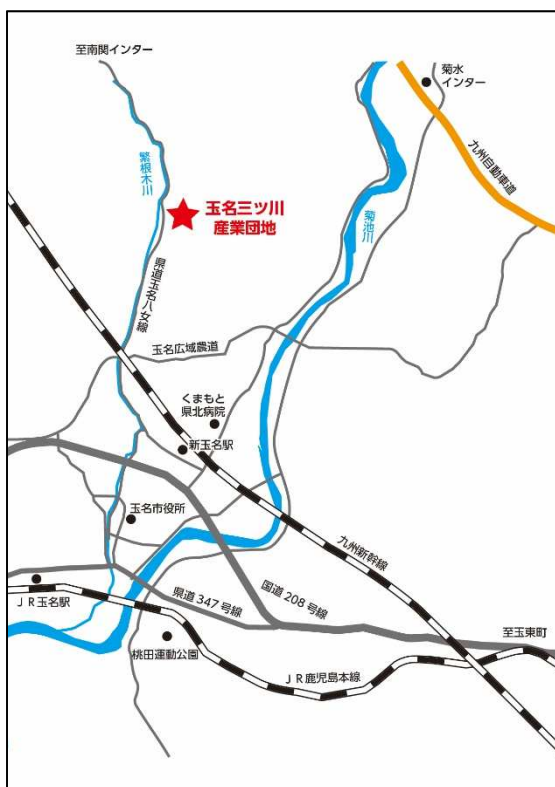
有限会社 信栄不動産
玉名市商工政策課

1 はじめに

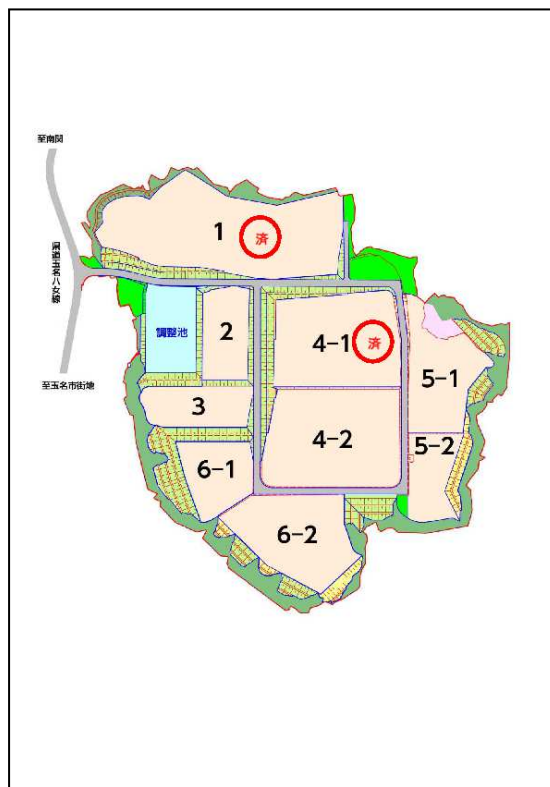
熊本県玉名市は、熊本県北西部にあって、熊本県北地域の拠点都市として福岡及び熊本の都市圏の中間に位置しております。市内を国道208号が貫き、九州新幹線新玉名駅、JR鹿児島本線玉名駅などがあり、また九州自動車道菊水インターチェンジ及び南関インターチェンジや有明フェリーにも近く、交通の便に恵まれています。

民間事業者が事業主体であります『玉名三ツ川産業団地』は、全国的にも例が少ない民間活力を導入した官民連携による産業団地として整備中で、市北部の内陸部の高台に位置し、災害リスクが少ない立地環境にあります。県道玉名八女線に隣接、国道208号(玉名バイパス)まで3.5km、九州自動車道菊水インターチェンジまで約9.4km、南関インターチェンジまで約14km、また九州新幹線新玉名駅までは約4kmと、良好な交通アクセスを誇っており、全9区画を整備予定で、2023年(令和5年)春から分譲開始の予定で開発が進んでおります。

玉名市では、『玉名三ツ川産業団地』への企業誘致を進めており、進出を希望する企業を募集します。玉名市としては、立地企業の皆様に対しまして、用地取得価格の30%(条件によっては最大50%・限度額2億円)を交付する用地取得奨励金をはじめ、設置奨励金、雇用奨励金、大型企業誘致促進奨励金などの各種企業立地優遇制度を準備し、企業の皆様の進出をサポートしてまいります。



広域位置図



区画分譲図

2 玉名三ツ川産業団地の概要

事業主体	民間(有限会社 信栄不動産)
所在地	熊本県玉名市三ツ川地内
開発面積	246, 939㎡
分譲面積	156, 003㎡ (1工区 45, 523㎡、2工区 110, 480㎡)
分譲区画	全9区画 (1工区 2区画、2工区 7区画)
分譲時期	(1工区)令和5年4月～ (2工区)令和6年4月～ ※造成工事進捗状況で変更有
道路幅員	9m
用途地域	都市計画区域外
建築基準	建ぺい率 70% ・ 容積率 200%
地質	花崗岩
地耐力	N値30 深度－ 15m
用水	上水道、地下水(利用可)
排水	企業で個別処理し調整池を経由後、河川に放流
電力	高圧(6kv)隣接、 特別高圧は要相談
ガス	プロパンガス
通信回線	光回線可
交通アクセス	県道玉名八女線隣接、 国道208号(玉名バイパス)まで3. 5km 九州自動車道菊水ICまで9. 4km、 南関ICまで14km 九州新幹線新玉名駅まで4km

3 分譲価格

(1)分譲区画

区分	区画 番号	分譲面積 A	分譲単価 B (坪単価)	分譲区画価格 A×B	分譲予約 状況
1 工区	1	36,883. 00㎡ (11,157. 10坪)	47,000円	524,383,000円	分譲済
	2	8,639. 96㎡ (2,613. 58坪)	40,000円	104,543,000円	受付中
2 工 区	3	8,911. 69㎡ (2,695. 78坪)	39,000円	105,135,000円	受付中
	4－1	23,382. 13㎡ (7,073. 09坪)	48,000円	339,508,000円	分譲済
	4－2	27,501. 33㎡ (8,319. 15坪)	49,000円	407,638,000円	受付中
	5－1	14,624. 11㎡ (4,423. 79坪)	43,000円	190,222,000円	受付中
	5－2	8,259. 36㎡ (2,498. 45坪)	43,000円	107,433,000円	受付中
	6－1	9,463. 10㎡ (2,862. 58坪)	42,000円	120,228,000円	受付中
	6－2	18,338. 55㎡ (5,547. 41坪)	43,000円	238,538,000円	受付中

※各区画の面積につきましては、造成完了後の確定測量により変更となる場合があります。

(2)立地企業共同所有緑地

2,000円/坪×立地企業共同所有緑地の持分取得面積

区画 番号	共有残地森林 等緑地面積 C	持分(分譲面積÷総分譲面積) D	持分取得面積 (C×D) E	単価(坪) F	取得(購入)金額 E×F
1	41,786.60 m ²	36,883.00 m ² /156,003.23 m ²	9,879.38 m ² (2,988.35 坪)	2,000 円	5,976,000 円
2	41,786.60 m ²	8,639.96 m ² /156,003.23 m ²	2,314.28 m ² (700.04 坪)	2,000 円	1,400,000 円
3	41,786.60 m ²	8,911.69 m ² /156,003.23 m ²	2,387.06 m ² (722.06 坪)	2,000 円	1,444,000 円
4-1	41,786.60 m ²	23,382.13 m ² /156,003.23 m ²	6,263.07 m ² (1,894.51 坪)	2,000 円	3,789,000 円
4-2	41,786.60 m ²	27,501.33 m ² /156,003.23 m ²	7,366.43 m ² (2,228.27 坪)	2,000 円	4,456,000 円
5-1	41,786.60 m ²	14,624.11 m ² /156,003.23 m ²	3,917.17 m ² (1,184.90 坪)	2,000 円	2,369,000 円
5-2	41,786.60 m ²	8,259.36 m ² /156,003.23 m ²	2,212.33 m ² (669.21 坪)	2,000 円	1,339,000 円
6-1	41,786.60 m ²	9,463.10 m ² /156,003.23 m ²	2,534.76 m ² (766.74 坪)	2,000 円	1,533,000 円
6-2	41,786.60 m ²	18,338.55 m ² /156,003.23 m ²	4,912.11 m ² (1,485.86 坪)	2,000 円	2,972,000 円

※持分取得面積につきましては、共有残地森林等緑地面積の造成完了後の確定測量により変更となる場合があります。

※立地企業共同所有緑地とは……

産業団地の外周に配置されている残地森林緑地及び産業団地内の緑地広場につきましては、団地に立地する企業による共同所有及び共同管理となります(立地企業共同所有緑地)。その持分面積につきましては、分譲区画を所有する区画面積で按分し、分譲区画と合わせて購入していただきます。

《分譲合計金額》

区分	区画番号	分譲合計金額 【(1)分譲区画価格+(2)立地企業共同所有緑地分】
1工区	1	530, 359, 000円
	2	105, 943, 000円
2工区	3	106, 579, 000円
	4-1	343, 297, 000円
	4-2	412, 094, 000円
	5-1	192, 591, 000円
	5-2	108, 772, 000円
	6-1	121, 761, 000円
	6-2	241, 510, 000円

4 分譲対象企業

分譲の対象となる企業は、産業振興及び雇用創出、雇用拡大に貢献する企業で、玉名市企業立地促進条例(以下「条例」という。)又は玉名市地場企業支援奨励金交付要綱(以下「要綱」という。)において玉名市が適用事業所等(条例又は要綱の適用を受ける対象事業所等をいう。)として指定することができる企業とします。ただし、令和4年4月から5年間は、製造業を優先対象企業とします(開発事業者の裁量によるものを除きます)。

5 留意事項

- (1)玉名市との協定締結日から10年間は適用事業所等の用途に供することとします。ただし、諸般の事情により、開発事業者及び玉名市の承認を受けた場合は、この限りではありません。
- (2)玉名市との協定締結日から5年以内に適用事業所等としての計画事業を完了する必要があります。
- (3)玉名市との協定締結日から10年間は、その所有権を第三者に譲渡や貸し付けることを禁止します。
ただし、開発事業者及び玉名市の承認を受けた場合は、この限りではありません。
- (4)玉名市との協定締結日から3年以内に、工場等の建設工事に着手することとします。
- (5)立地企業は、立地企業共同所有緑地の維持管理を目的とした組織(管理組合等予定)に加入する必要があります。

6 分譲申込方法

- (1)産業団地分譲の申し込みを希望する場合は、次の①から⑩の書類を申込受付場所(窓口)に持参又は郵送にて提出してください。
 - ①玉名三ツ川産業団地分譲申込書(別記様式)
 - ②企業概要書(様式第1)
 - ③事業計画概要書(様式第2)
 - ④定款又は規約
 - ⑤法人登記簿謄本(登記事項全部証明書)
 - ⑥直近1年間の納税証明書(国税、県税、市税について滞納のない証明書等)
 - ⑦直近3期分の決算関係書類(貸借対照表、損益計算書)
 - ⑧工場等配置計画書(工場等建物等を示す概略図)
 - ⑨会社概要(会社案内・パンフレット等)
 - ⑩その他開発事業者又は玉名市が必要と認める書類※上記の「②企業概要書(様式第1)」及び「③事業計画概要書(様式第2)」につきましては、分譲予定企業に決定した場合、玉名市との立地協定締結時の資料として活用させていただきます。
- (2)提出部数 正本1部、副本(写し)1部
※提出いただいた書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- (3)申込受付期間 随時
受付時間は午前9時から午後5時まで(土日祝日を除く)。なお、郵送の場合は書留郵便、配達証明郵便その他これに準じる方法とします。

(4) 申込受付場所(窓口)及びお問い合わせ先

玉名市産業経済部 商工政策課 企業立地推進室

〒865-0025 熊本県玉名市高瀬290-1 玉名商工会館2階

TEL 0968-71-2065

FAX 0968-73-2220

E-mail shoko@city.tamana.lg.jp

7 分譲予定企業の決定

分譲については、受付後、下記の《選定ポイント》を考慮し、開発事業者と玉名市が協議したのち、開発事業者において分譲予定企業を決定します。なお、分譲申込企業には、分譲の決定の可否についての通知書を送付します。

※協議の結果次第では、開発事業者の裁量において、分譲予定企業に選定しない場合があります。

※協議・選定の経過等に関する問い合わせ及び異議等には一切応じられません。

《選定ポイント》

- (1) 市内産業振興、地域振興への貢献
- (2) 雇用の創出、拡大
- (3) 企業の安定性、成長性
- (4) 事業計画の実現性
- (5) 周辺の景観、環境への配慮

8 土地売買事前打合せ

分譲予定企業は、分譲予定企業の決定通知があった後に、開発事業者と土地売買の事前打合せをするものとします。

9 分譲予定企業の決定の取消し

開発事業者は、次に掲げる行為があったときは、玉名市と協議して分譲予定企業の決定を取り消すことができるものとします。

- (1) 申込書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) 社会的な信用を著しく失墜させる行為があったとき。
- (3) その他開発事業者及び玉名市が取り消すことを必要と認めたとき。

10 分譲の辞退

分譲予定企業が分譲を辞退する時は、開発事業者及び玉名市に対して書面にて申し出るものとします。この場合、分譲予定企業は支払った手付金の還付を受けることはできません。

11 分譲開始の予定時期

分譲開始は、1工区の区画が令和5年4月以降、2工区の区画が令和6年4月以降の予定です。ただし、産業団地造成工事の進捗状況によって、分譲時期が変更となる場合があります。

12 土地売買契約の締結

分譲予定企業は、土地売買事前打合せ後に開発事業者と土地売買契約を締結し、土地売買代金の5%の手付金を開発事業者が定める期日までに納入するものとします。

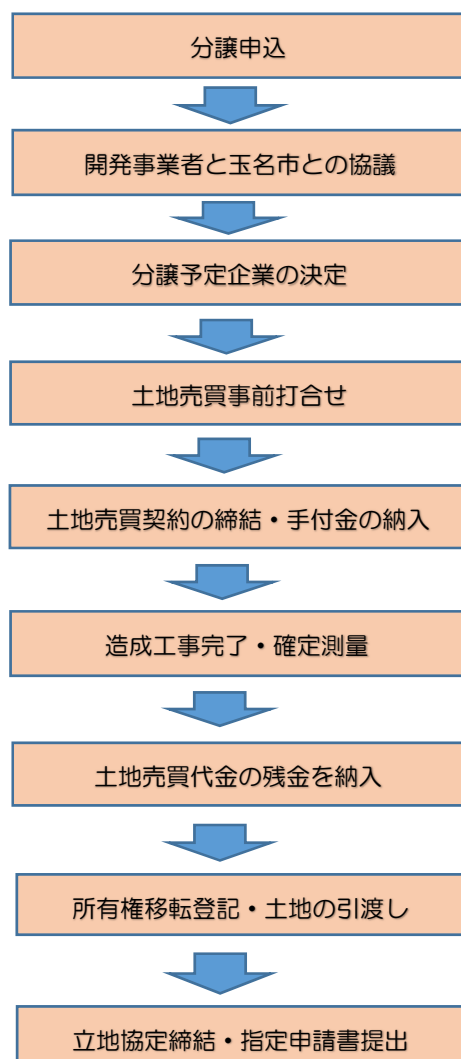
13 所有権移転登記及び土地の引渡し

分譲予定企業は、造成工事が完了し確定測量後に、残りの土地売買代金を開発事業者に納入するものとします。土地売買金額が完納され、所有権移転登記完了後速やかに土地の引渡しを行うものとします。なお、所有権移転登記については、開発事業者が手続きを行いますが、登記に要する諸経費は分譲予定企業の負担とします。

14 立地協定の締結及び指定申請書の提出

分譲予定企業は、土地の引渡し後に、条例又は要綱に基づき玉名市と立地協定を締結するとともに玉名市に指定申請書を提出するものとします。

★玉名三ツ川産業団地分譲スキーム



★玉名市の優遇制度

《玉名市企業立地促進条例》

対象施設	①製造業施設 ②情報サービス施設 ③運送業等施設 ④試験研究施設 ⑤宿泊業施設 ⑥公衆浴場施設 ⑦研修施設 ⑧コールセンター施設 ⑨観光施設												
対象要件 【 】は、対象施設②④⑧の場合	◎新設 ・投下固定資産総額(土地を除く)が5,000万円以上【1,000万円】 ・新規雇用従業員数が5人以上【3人以上】 ・新設工事等着手前に玉名市と立地協定を締結し、締結後5年以内に計画を完了												
	◎増設 ・投下固定資産総額(土地を除く)が2,000万円以上【500万円】 ・新規雇用従業員数が3人以上【1人以上】 ・増設工事等着手前に玉名市と立地協定を締結し、締結後3年以内に計画を完了												
	◎移設 ・投下固定資産総額(土地を除く)が5,000万円以上【1,000万円】 ・移設前の従業員数以上を維持 ・移設工事等着手前に玉名市と立地協定を締結し、締結後5年以内に計画を完了												
優遇措置	◆固定資産税の課税免除 熊本県の承認を受けた地域経済牽引計画に基づく事業所の新設等で、当該新設等に係る固定資産総額(土地を除く)が2億円超(農林漁業関連業種は5,000万円超)の場合、3年間固定資産税の課税免除												
	◆設置奨励金 各年度の固定資産税額に次の率を乗じた額を、奨励金として交付 <table><tr><td>区分</td><td>初年度</td><td>2年度</td><td>3年度</td></tr><tr><td>新設又は移設</td><td>100/100</td><td>80/100</td><td>60/100</td></tr><tr><td>増設</td><td>50/100</td><td>40/100</td><td>30/100</td></tr></table> ※限度額なしで、当該新設等につき1回限り ※上記の固定資産税課税免除優遇措置を受けていない場合に限る	区分	初年度	2年度	3年度	新設又は移設	100/100	80/100	60/100	増設	50/100	40/100	30/100
	区分	初年度	2年度	3年度									
新設又は移設	100/100	80/100	60/100										
増設	50/100	40/100	30/100										
◆雇用奨励金 1年以上常時雇用する市内居住新規雇用従業員数に次の区分ごとの額を乗じた額を、奨励金として交付 <table><tr><td>区分</td><td>額</td></tr><tr><td>正規従業員(新規雇用)</td><td>50万円</td></tr><tr><td>正規従業員(配置転換)</td><td>30万円</td></tr><tr><td>非正規従業員</td><td>10万円</td></tr></table> ※限度額なしで、当該新設等につき1回限り ※障がい者又は女性を雇用した場合は、上記の額にそれぞれ10万円を加算	区分	額	正規従業員(新規雇用)	50万円	正規従業員(配置転換)	30万円	非正規従業員	10万円					
区分	額												
正規従業員(新規雇用)	50万円												
正規従業員(配置転換)	30万円												
非正規従業員	10万円												

優遇措置	◆用地取得奨励金 事業所等の新設等のために取得した土地価格の 30%(1,000 円未満切捨て)を、奨励金として交付 ※限度額 2 億円で、当該新設等につき 1 回限り ※市が指定する条件に適合した場合は、上記の率を最大 50%に変更
	◆大型企業誘致促進奨励金 投下固定資産総額(土地を除く)の 5%(1,000 円未満切捨て)を、奨励金として交付 ※限度額 5 億円で、当該企業につき 1 回限り ※当該新設又は移設に係る事業所等が工場立地法における特定工場に該当する場合に限る ※市が指定する条件に適合した場合は、上記の率を最大 30%に変更
	◆オフィス賃貸料補助金 賃貸借契約により新設又は移設した事業所等の賃貸料の 50%(1,000 円未満切捨て)を、3 年間補助金として交付 ※各年度限度額 100 万円で、当該新設又は移設につき 1 回限り ※当該新設又は移設に係る事業所等が情報処理・提供サービス業又はコールセンター業に該当する場合に限る
	◆通信回線使用料補助金 賃貸借契約により新設又は移設した事業所等において使用する通信回線使用料の 50%(1,000 円未満切捨て)を、3 年間補助金として交付 ※各年度限度額 100 万円で、当該新設又は移設につき 1 回限り ※当該新設又は移設に係る事業所等が情報処理・提供サービス業又はコールセンター業に該当する場合に限る
	◆合併処理浄化槽設置補助金 公共下水道未整備地区に新設又は移設した事業所等において使用する合併処理浄化槽の設置費用の 3 分の 2(1,000 円未満切捨て)を、補助金として交付 ※限度額 1,000 万円で、当該新設又は移設につき 1 回限り

※お問い合わせ 玉名市 産業経済部 商工政策課企業立地推進室
TEL 0968-71-2065

★熊本県の補助制度

＜熊本県企業立地促進補助金＞

区分	補助要件		補助金額(①+②)		限度額
	投下固定資産額	新規雇用者	①投下固定資産分	②新規雇用分	
重点5分野 (セミコンダクト・モ ビリティ・新エネル ギー・食品バイオ コンテンツ産業)	3億円以上 (食品バイオ関連 は1億円以上)	5人以上	(投下固定資産額×3%～ 5%)の額 ※投資、雇用要件により変動	新規雇用者数(県 内居住者のみ)に 応じて1人当たり 50万円～70万円 を乗じた額 (スモールスタート 研究開発業は1 人当たり50万円)	15億円
研究開発業	5,000万円以上	3人以上	(投下固定資産額×5%～ 10%)の額 ※投資、雇用要件により変動		15億円
スモールスタート 研究開発業	1,000万円以上	3人以上	・投下固定資産額×10% ・事業年間賃借料の1/2		1億円
一般製造業 (重点5分野以外)	3億円以上	5人以上	投下固定資産額×2%		5億円
外資系企業 (外資比率50%超 の重点5分野他)	基準なし	基準なし	投下固定資産額×5%		1.5億円
大規模投資企業	200億円以上	200人以上	(投下固定資産額×8%～ 15%)の額 ※雇用要件により変動		50億円
物流施設	1億円以上	5人以上	投下固定資産額×3%		1億円

＜熊本県産業支援サービス業等立地促進補助金＞

区分	補助要件		補助金額(①+②)		限度額
	投下固定資産額	新規雇用者	①投下固定資産分	②新規雇用分	
・BPOセンター ・コールセンター ・インターネット付 随サービス業等	基準なし	10人または 50人以上	・投下固定資産額及び投下リ ース資産額の合計×10% ・事業所年間賃借料の1/2 ・専用通信回線年間使用料 の1/2 ※補助期間等の規定あり	新規雇用者数× 20万円 (非正規社員は 10万円/人)	5億円

※お問い合わせ 熊本県 商工労働部 産業振興局 企業立地課

TEL 096-333-2329

(別記様式)

玉名三ツ川産業団地分譲申込書

令和 年 月 日

(有)信栄不動産 様

(玉名市商工政策課経由)

住 所

企 業 名

代表者名

印

玉名三ツ川産業団地の分譲を希望しますので、玉名三ツ川産業団地募集要領の内容を了承の上、関係書類を添えて申し込みます。

【分譲希望区画】	第1希望	区画番号		面積	m ²
	第2希望	区画番号		面積	m ²
	第3希望	区画番号		面積	m ²
	※複数区画を希望する場合は、区画番号欄に希望区画を全て記入のこと				

添付書類

- ①企業概要書(様式第1)
- ②事業計画概要書(様式第2)
- ③定款又は規約
- ④法人登記簿謄本(登記事項全部証明書)
- ⑤直近1年間の納税証明書(国税、県税、市税について滞納のない証明書等)
- ⑥直近3期分の決算関係書類(貸借対照表、損益計算書)
- ⑦工場等配置計画書(工場等建物等を示す概略図)
- ⑧会社概要(会社案内、パンフレット等)
- ⑨その他開発事業者又は玉名市が必要と認める書類

【担当者連絡先】

部署		役職		氏名	
電話		FAX		E-Mail	

(様式第1)

企業概要書

令和 年 月 日現在

企業名				
代表者氏名				
本社所在地				
設立年月	年 月	資本金	万円	
主な事業内容				
業種 (産業分類中分類)	()	主要製品		
営業拠点等 (工場・支店等)				
役員・従業員数		役員数	正規従業員数	非正規従業員数
		人	人	人
親子会社・系列会社				
主要取引先	企業名			
	比率	%	%	%
業績 (最近 3年分)	決算期	売上高	経常利益	純利益
	年 月期	千円	千円	千円
	年 月期	千円	千円	千円
	年 月期	千円	千円	千円
国や自治体の認証を受けている制度等(ISOなど)				

(様式第2)

事業計画概要書

1. 事業計画

工場等の名称					
立地に伴う投下固定資産総額(予定)		土地	千円		
		家屋	千円		
		償却資産	千円		
立地に伴う新規雇用従業員総数(予定) 【6. 従業員計画の新規雇用の合計数】		正規	人 (うち市内居住者	人)	
		非正規	人 (うち市内居住者	人)	
建設予定 施設等	施設名	構造	建築面積(予定)	延床面積(予定)	
			m ²	m ²	
			m ²	m ²	
			m ²	m ²	
建設着工時期(予定)		年 月	建設竣工時期(予定)	年 月	
機械設備等	設備		台数	備考	
工場等操業開始時期(予定)		年 月 日			
建設予定施設 での主要製品	主要製品名	数量	金額		
		/年	千円/年		
		/年	千円/年		
		/年	千円/年		
		/年	千円/年		
用水等の概要	用水使用量	排水量	電力		
	m ³ /日	m ³ /日	kv		

2. 特記事項

①玉名三ツ川産業団地に立地を希望する理由

※記入欄が不足する場合は別紙に記載してください

②分譲地で行う事業内容と工場等建設計画工程

※記入欄が不足する場合は別紙に記載してください

③市内産業振興、地域振興への貢献(市内産業の発展への寄与、市内産業への波及効果、地域貢献への取り組み、地域住民への配慮等について特記すべき事項を記入してください)

※記入欄が不足する場合は別紙に記載してください

④周辺の景観・環境等への配慮(周辺の景観・環境への配慮、交通対策及び公害防止・環境保全への取り組み等について特記すべき事項を記入してください)

※記入欄が不足する場合は別紙に記載してください

--

3. 資金調達計画

充当先 調達先	土地	建物・機械等	計	備 考
自己資金	千円	千円	千円	
借入金	千円	千円	千円	
その他	千円	千円	千円	
合計	千円	千円	千円	

4. 土地利用計画 (土地面積: m²)

利 用 目 的			面 積	敷地に対する割合	備 考
工場等施設	工場建物	生産施設	m ²	%	建物延べ面積 の敷地面積に 対する割合 _____ %
		その他	m ²	%	
	工場建物以外の建物	事務所	m ²	%	
		倉庫	m ²	%	
		その他	m ²	%	
	小 計		m ²	%	
公害防止施設			m ²	%	
環境施設(緑地等)			m ²	%	
その他	駐車場		m ²	%	
	通路		m ²	%	
	その他		m ²	%	
合 計			m ²	%	

5. 周辺環境への影響、対策

影響項目	対象施設・種類等	数値・数量	対策設備、処理・防止方法等
交通	通勤用車両： 台／日 事業用車両： 台／日		
水質			
大気			
騒音			
振動			
臭気			
廃棄物			
その他			

6. 従業員計画

年度 区分		初年度	2年度	3年度	4年度	5年度	合 計
従業員総数 (うち市内居 住者数)		人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)
新規 雇用 従業員 数	正規 (うち市 内居住 者数)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)
	非正規 (うち市 内居住 者数)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)
合 計 (うち市内居 住者数)		人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)

※玉名三ツ川産業団地に建設する事業所における従業員数(予定)を記入してください。

